

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い） 17—6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 17—2（外国貿易船等の出港手続）の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出されたものを受理し、うち 1 通を届出が<u>あったこと</u>を証する書類として届出者に交付する。 京 浜 港 東京地区、横浜地区、川崎地区 新 潟 港 東地区、西地区 伏木富山港 伏木地区、富山地区 <u>阪 神 港 神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区</u> 和歌山下津港 和歌山地区、下津地区 徳山下松港 徳山地区、光地区 関 門 港 門司地区、下関地区、戸畑地区 伊 万 里 港 伊万里地区、福島地区	（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い） 17—6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 17—2（外国貿易船等の出港手続）の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち 1 通を届出が<u>あつたこと</u>を証する書類として届出者に交付する。 京 浜 港 東京地区、横浜地区、川崎地区 新 潟 港 東地区、西地区 伏木富山港 伏木地区、富山地区 <u>大 阪 港 大阪地区、堺泉北地区</u> 和歌山下津港 和歌山地区、下津地区 徳山下松港 徳山地区、光地区 関 門 港 門司地区、下関地区、戸畑地区 伊 万 里 港 伊万里地区、福島地区